

国立大学法人京都会計実施規則新旧対照表

改正前			改正後		
(前略)			附則 この規則は、平成27年1月1日から施行する。		
別表第1 (略) 別表第2 出納責任者(第8条関係) 第1表			別表第1 (同左) 別表第2 出納責任者(第8条関係) 第1表		
経理単位	出納責任者	範囲	経理単位	出納責任者	範囲
本部構内(文系)共通		文学研究科・文学部	本部構内(文系)共通		文学研究科・文学部
		文化財総合研究センター			文化財総合研究センター
		教育学研究科・教育学部			教育学研究科・教育学部
		法学研究科・法学部			法学研究科・法学部
		公共政策連携研究部・公共政策教育部			公共政策連携研究部・公共政策教育部
		経済学研究科・経済学部			経済学研究科・経済学部
		経営管理研究部・経営管理教育部			経営管理研究部・経営管理教育部
		人文科学研究所(文献複写料)			人文科学研究所(東アジア人文情報学研究センターに係る文献複写料)
		人文科学研究所(文献複写料を除く)			人文科学研究所(東アジア人文情報学研究センターに係る文献複写料を除く)
		経済研究所			経済研究所
		総合博物館			総合博物館
	学生総合支援センター		学生総合支援センター		
	大学文書館		大学文書館		
	(略)		(同左)		
情報部		情報部	情報部		情報部
備考 出納責任者欄中、空欄については、それらの範囲において出納事務を取扱う職員に任命する。			備考 出納責任者欄中、空欄については、それらの範囲において出納事務を取扱う職員に任命する。		
第2表 (略) (後略)			第2表 (同左)		